

静岡県告示第697号

医療施設等スプリンクラー等施設整備事業費補助金交付要綱（平成26年静岡県告示第540号）の一部を次のように改正する。

令和5年12月5日

静岡県知事 川勝平太

改正前			改正後		
第4 交付の申請 (1) 提出書類 <u>各2部</u> ア～ク (略) (2) (略)			第4 交付の申請 (1) 提出書類 <u>各1部</u> ア～ク (略) (2) (略)		
第6 変更の承認申請 提出書類 <u>各2部</u> ア～キ (略)			第6 変更の承認申請 提出書類 <u>各1部</u> ア～キ (略)		
第7 遂行状況の報告 (1) 提出書類 <u>2部</u> (略) (2) (略)			第7 遂行状況の報告 (1) 提出書類 <u>1部</u> (略) (2) (略)		
第8 実績報告 (1) 提出書類 <u>各2部</u> ア～ケ (略) (2) (略)			第8 実績報告 (1) 提出書類 <u>各1部</u> ア～ケ (略) (2) (略)		
別表			別表		
補助の対象		補助額	補助の対象		補助額
補助対象経費	補助基準額		補助対象経費	補助基準額	
スプリンクラー整備のために必要な工事費又は工事請負費	当該施設の対象面積に次の基準単価を乗じた額とし、消火ポンプユニットを整備する場合は(1)及び(2)に限り1施設当たり <u>2,019,000円</u> を加算する。 (1) 通常型スプリンクラー 対象面積1平方メートル当た	(略)	スプリンクラー整備のために必要な工事費又は工事請負費	当該施設の対象面積に次の基準単価を乗じた額とし、消火ポンプユニットを整備する場合は(1)及び(2)に限り1施設当たり <u>2,174,000円</u> を加算する。 (1) 通常型スプリンクラー 対象面積1平方メートル当た	(略)

	り基準単価 <u>19,900円</u>			り基準単価 <u>21,400円</u>	
	(2) 水道連結型ス プリンクラー 対象面積1平 方メートル当た り基準単価 <u>19,200円</u>			(2) 水道連結型ス プリンクラー 対象面積1平 方メートル当た り基準単価 <u>20,700円</u>	
	(3) パッケージ型 自動消火設備 対象面積1平 方メートル当た り基準単価 <u>23,200円</u>			(3) パッケージ型 自動消火設備 対象面積1平 方メートル当た り基準単価 <u>25,000円</u>	
	(4) 消防法施行令 (昭和36年政令 第37号) 第32条 適用設備 対象面積1平 方メートル当た り基準単価 <u>22,600円</u>			(4) 消防法施行令 (昭和36年政令 第37号) 第32条 適用設備 対象面積1平 方メートル当た り基準単価 <u>24,300円</u>	
自動火災報知 設備整備のため に必要な工事費 又は工事請負費	自動火災報知設備 を新設する場合 1施設当たり <u>1,050,000円</u>	(略)	自動火災報知 設備整備のため に必要な工事費 又は工事請負費	自動火災報知設備 を新設する場合 1施設当たり <u>1,130,000円</u>	(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。